

議案第52号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和4年9月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の物件 | 渡海船「おおしま7」に係る共有持分100分の90 |
| 2 取得の目的 | 渡海船「おおしま7」の共有期間満了に伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有持分を取得するため |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得価格 | 3,616万584円 |
| 5 契約の相手方 | 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 副理事長 寺田 吉道 |

提案理由

渡海船「おおしま7」に係る共有持分100分の90を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。